第三号書式（第二十条関係）（平４会計規４・全改、平７会計規２・平13会計規７・平16会計規２・平17会計規３・平29会計規２・令元会計規１・令２会計規７・一部改正）

何　省（何　庁）所　管

令　　和　　何　　年　　度（最終の計算書のときは、その旨を記入すること。）

何　　年　　何　　月　　分

何　　々　　会　　計

支出計算書（官署分）

添　　付　　書　　類

何　　々

証拠書類

書面　　何冊何枚

記録媒体　何枚

庁　　名

職　官　　氏　　名

年　　月　　日　提　出

支　　出

部局等及び科目	支払計画示達額 本月までの累計	支出済額						備考
		本月分	本月戻入額	本月科目等更正額	本月分差引計	前月までの差引計	差引計	
	円	円	円	円	円	円	円	
何々(部局等) 何々(項) 何々(目)								

参　考

1　用紙の寸法は、日本産業規格Ａ列４とすること。

2　勘定の区分のある特別会計にあっては、部局等及び科目の欄中「何々（部局等)」とあるのは「何々（勘定)」として記入すること。

3　部局等（勘定区分のある特別会計にあっては、勘定とする。）ごとに区分し、合計を付すること。

4　本月科目等更正額の欄には、科目、年度、所管、会計、部局等及び勘定の更正をした額を記入すること。この場合において、減額は、マイナスの記号を付して記入すること。

5　本月戻入額並びに本月科目等更正額のうち科目、部局等及び勘定の更正に係るものについては、１件ごとにその理由及び金額を備考欄に記入すること。ただし、通勤手当の返納（過誤払によるものを除く。）に係る本月戻入額については、件数及び金額を一括して記入することができる。

甲　資　金　の　前　渡、交　付

摘　　要	本　月　分	前月の差引計	本月戻入額	差　引　計	備　　考
	円	円	円	円	
何庁氏名 集合の部 日本銀行					
合　　計					

参　考

1　この表は、資金前渡官吏若しくは分任資金前渡官吏又はこれらの者の代理官に対し資金を交付したもの及び日本銀行に対し国債の元利払等のために資金を交付したものについて作成すること。

2　資金前渡官吏若しくは分任資金前渡官吏又はこれらの者の代理官に対し資金を交付したものの記入については、次に定めるところによること。

ア　資金前渡官吏及び第36条第１項ただし書の規定により単独で計算証明をすることとされている分任資金前渡官吏別にそれぞれ記入することとし、同項本文の規定によりその取り扱った計算を主任資金前渡官吏の計算に併算することとされている分任資金前渡官吏又は分任資金前渡官吏代理に対して資金を交付したものについては、当該主任資金前渡官吏の計算に併算する。

イ　資金前渡官吏等（資金前渡官吏及び第36条第１項ただし書の規定により単独で計算証明をすることとされている分任資金前渡官吏をいう。以下同じ。）が官職指定により任命されているときは、氏名の記入に代えて官職を記入することができる。

ウ　資金前渡官吏等が交替したときは、後任の資金前渡官吏等の分に計算を併算し、その月に限り前任の資金前渡官吏等の氏名を備考欄に記入する。

エ　資金前渡官吏等の事務が完結したときは、その翌月分から集合の部に計算を併算し、その月に限りその氏名を備考欄に記入する。

3　官署支出官と同一の官署に置かれた資金前渡官吏については、予算決算及び会計令第51条第13号に規定する経費に充てるための資金の交付と他の資金の交付との内訳を記入すること。

乙　　前　　金　　払

科　　目	前　金　払　額		精　算　済　額			未精算額	備　　考
	本　月　分	本月までの累　計	本　月　分	本月戻入額	本月までの累　計		
	円	円	円	円	円	円	
何々(部局等) 何々(項)							
合　　計							

参　考

1　この表は、前金払をしたものについて作成すること。

2　前金払額の欄には、前金払をした額を記入すること。

3　精算済額の欄には、前金払をしたものに対し、その支払額に相当する反対給付等があったとき、又はその支払額に相当する反対給付等がないためその差額若しくは全額の返納を受けたとき記入すること。この場合において、歳入組入れがあったときは、当該金額を精算済額の欄中本月分の欄の金額に加算して記入し、備考欄にその旨及び金額を記入すること。

4　精算済額の欄には、精算の結果の支払額を含めないこと。

5　２以上の部局等の支出に関する前金払があるときは、合計を付すること。

6　最終分の表の未精算額の欄のうち、補助金等適正化法の適用を受ける補助金等に係るものについては、その旨、件数及び金額を備考欄に記入すること。

7　予算決算及び会計令第51条第13号に規定する経費については、他の前金払をしたものと区分して記入すること。

丙　　概　　算　　払

科　　目	概　算　払　額		精　算　済　額			未精算額	備　　考
	本　月　分	本月までの累計	本　月　分	本月戻入額	本月までの累計		
	円	円	円	円	円	円	
何々(部局等) 何々(項)							
合　　計							

参　考

1　この表は、概算払をしたものについて作成すること。

2　概算払額の欄には、概算払をした額を記入すること。

3　精算済額の欄には、概算払をしたものに対し、その支払額に相当する反対給付等があったとき、又はその支払額に相当する反対給付等がないためその差額若しくは全額の返納を受けたとき記入すること。この場合において、歳入組入れがあったときは、当該金額を精算済額の欄中本月分の欄の金額に加算して記入し、備考欄にその旨及び金額を記入すること。なお、旅費については、その旨及び金額を備考欄に記入すること。

4　精算済額の欄には、精算の結果の支払額を含めないこと。

5　２以上の部局等の支出に関する概算払があるときは、合計を付すること。

6　最終分の表の未精算額の欄のうち、補助金等適正化法の適用を受ける補助金等に係るものについては、その旨、件数及び金額を備考欄に記入すること。

7　予算決算及び会計令第51条第13号に規定する経費については、他の概算払をしたものと区分して記入すること。

丁　　年度、所管及び会計名の更正、歳入組入れ、過年度支出内訳

区　　分	科　　目	金　　額	備　　考
	何々(部局等) 何々(項) 何々(目)	円	

参　考

1　この表は、年度、所管及び会計名の更正、歳入組入れ又は過年度支出をしたものについて作成すること。ただし、資金前渡（予算決算及び会計令第51条第13号に規定する経費については、前金払又は概算払のために資金を交付したものに限る。）、資金交付、前金払又は概算払の結果による歳入組入れ及び財政法（昭和22年法律第34号）第35条第３項ただし書の規定により財務大臣が指定した経費に係る過年度支出については、記入を要しない。

2　区分の欄には、年度の更正、所管の更正、会計名の更正、歳入組入れ及び過年度支出の別を記入すること。

3　更正等の処理を必要とする当初の支出に係る小切手等の振出し等の年月日、番号及び受取人名並びに当該処理をした事由を備考欄に記入すること。